

資格確認書を送付します！

マイナ保険証をお持ちでない方などに...



令和7年12月2日以降、お手持ちの組合員証（被扶養者証）は有効期限切れにより利用できなくなります。そこで、保険診療の受診機会を切れ目なく確保するためにも、マイナ保険証をお持ちでない方などを対象に、これらに代わる被保険者資格証（資格確認書）を送付します。詳細は以下のフローチャートから確認してください。不明な点がある場合には、所属の共済組合担当者までお問い合わせください。

基準日（令和7年8月1日）において、
マイナ保険証を持っている
または
R7.12.2以降も有効な資格確認書を持っている

はい

引き続きマイナ保険証
または
有効な資格確認書
をご利用ください。

【組合員証の取り扱いについて】

R7.12.2以降は利用することができません。
共済への返還は不要ですので各自で裁断
する等して廃棄してください。

いいえ

R7.12.2以降に利用するた
めの資格確認書を交付し
ます。

基準日前後にマイナ保険証利用登録解
除をした方は、[Q&A](#)を参照

【支部所属の組合員】

対象者に対し、11月中旬以降、各支部の共済担当者から配布されます。

【本部所属の組合員】

1. 対象者に宛てて共済本部からメールで案内を送付します。
2. 案内を参考に、資格確認書を受け取る**郵送先を届け出**てください。（Formsを利用・8月1日～8月29日）
3. 11月中旬頃、郵送先へ簡易書留にて発送します。（必ず受領してください。）

※ 対象者であるにもかかわらずメールが届かない場合には共済本部までお問い合わせください。
※ 組合員・被扶養者証のいずれもまとめて郵送先へ送付します。
※ 郵送先の指定は1か所のみです。